長岡市告示第７８号

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第３項に規定する指定管理者が長岡市越路Ｂ＆Ｇ海洋センターの管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市Ｂ＆Ｇ海洋センター条例（平成１７年長岡市条例第７９号）第１０条第２項の規定により告示します。

令和６年３月７日

長 岡 市 長　　磯　田　達　伸

１　供用期間
６月１日から９月３０日まで

２　開場時間
午前９時から午後９時まで

３　供用期間及び開場時間を定める期間
令和６年４月１日から令和１１年３月３１日まで